

(認証業務規程第 2 3 条)

認証申請事業者 御中

一般社団法人 日本木質ペレット協会
会長 岡本 利彦

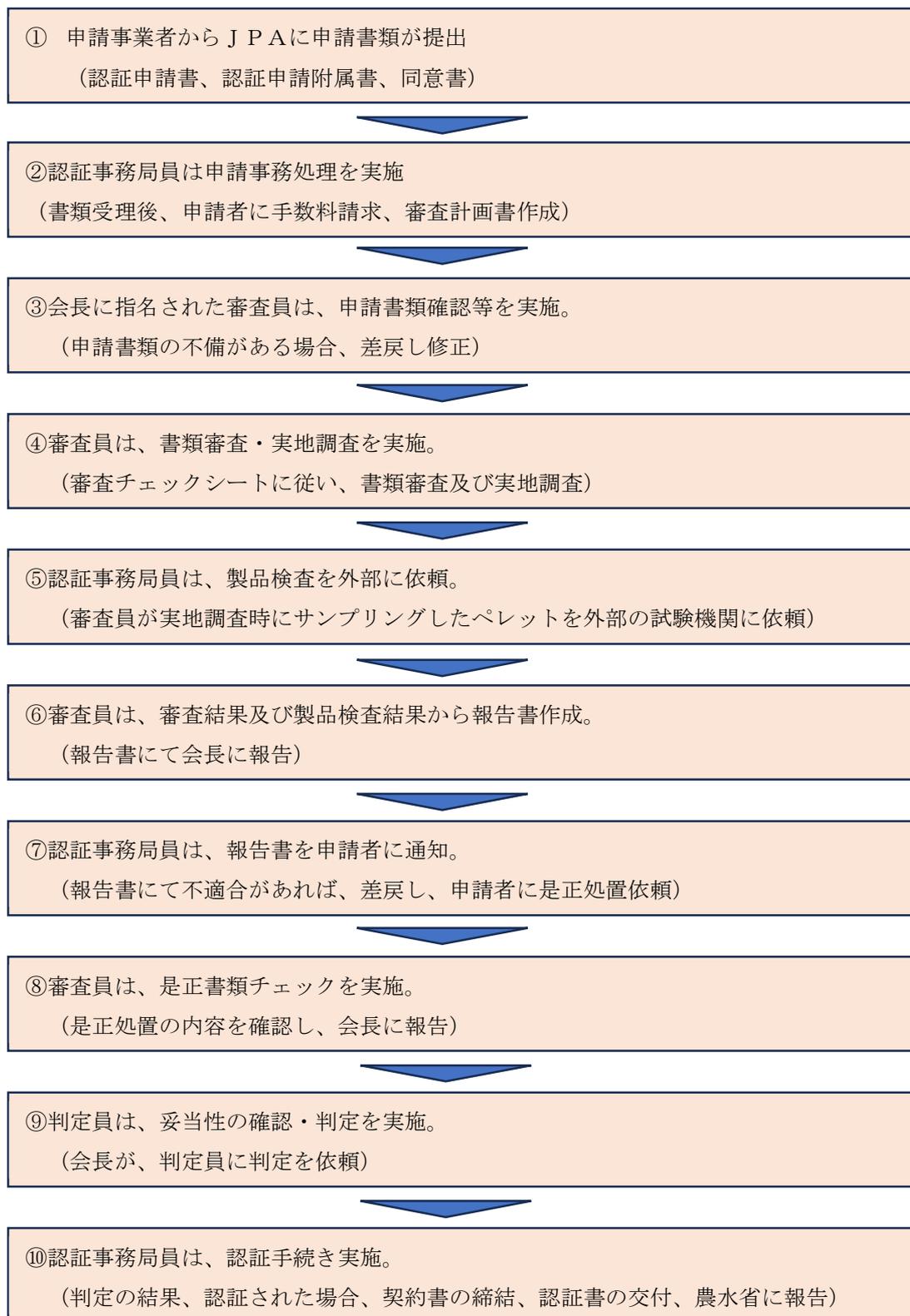
J A S 認証業務に関する申請者への情報について

ISO/IEC17065(4.6)に従い、貴認証申請事業者に対し、下記の情報を公開します。
ご査収願います。

No.	公開情報	備考
①	認証の手順	別紙 1 参照
②	JAS 法	別紙 2 参照 (FAMIC 講習会資料)
③	農林物資の日本農林規格 (JAS0030)	別紙 3 参照 (農水省ホームページ)
④	認証の技術的基準	別紙 4 参照 (FAMIC 講習会資料)
⑤	本会の要求事項	別紙 5 参照
⑥	必要となる費用及び納入方法	別紙 6 参照 (認証・調査手数料規程)
⑦	認証申請者の権利及び義務	別紙 7 参照
⑧	苦情及び異議申し立ての処理手順	別紙 8 参照 (苦情及び異議申し立て処理規程参照)

別紙 1

①認証の手順



別紙2 (FAMIC 講習会資料)

JAS 法について

令和5年10月27日(金)

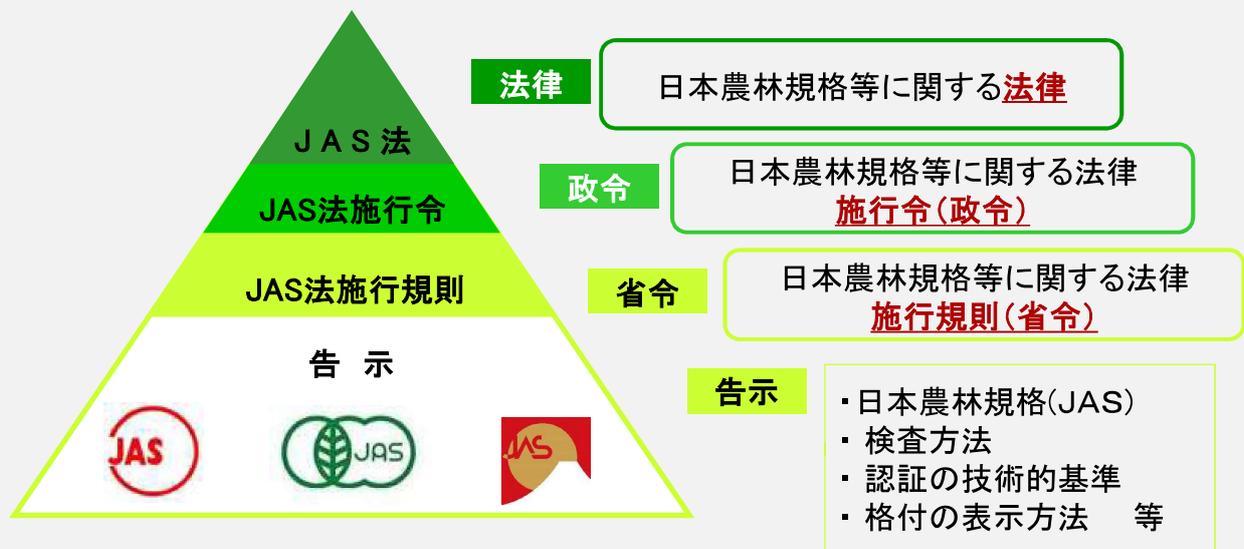
日本木質ペレット協会依頼講習資料

JAS法について

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター



JAS法令等



日本農林規格に関する法律 閣下施行令及び閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令 閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令 閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令 閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令及び閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令 閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令 閣下施行規則

日本農林規格に関する法律 閣下施行令 閣下施行規則



JAS制度文書体系

法律 JAS法令（法律、政令、省令）

木質ペレット燃料の日本農林規格 (JAS) (令和5年6月15日農水省告示第741号)

木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準 (令和5年6月15日農水省告示第745号)

木質ペレット燃料についての検査方法 (令和5年6月15日農林水産省告示第744号)

木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法 (令和5年6月15日農林水産省告示第743号)

農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 (平成30年3月29日農林水産省告示第696号)

農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間 (平成18年3月1日農林水産省告示第217号)

ISO 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

ISO/IEC17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項



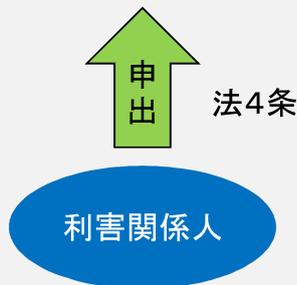
JAS法の構成

第1章 総則(目的、定義)	一条・二条
第2章 日本農林規格の制定	三条—九条
第3章 日本農林規格に格付等	
第一節 格付	十条—十二条の二
第二節 適合の表示	十三条
第三節 登録認証機関	十四条—二十九条
第四節 外国による格付	三十条—三十二条
第五節 外国における適合の表示	三十三条
第六節 登録外国認証機関	三十四条—三十六条
第七節 格付の表示等の保護	三十七条—四十一条の二
第4章 日本農林規格による試験等	
第5章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化	
第6章 雑則	
第7章 罰則	



日本農林規格(JAS)の制定など

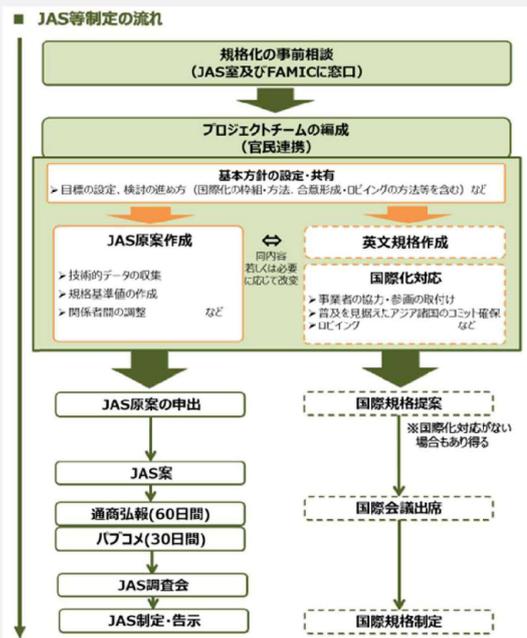
JASは農林水産大臣が制定(法3条)



5年以内に改正(確認)が必要(法6条)

JASの確認、改正、廃止も上記手順準用(法5条)

※確認は、検討の結果現状維持するということ



JAS原案作成マニュアルより



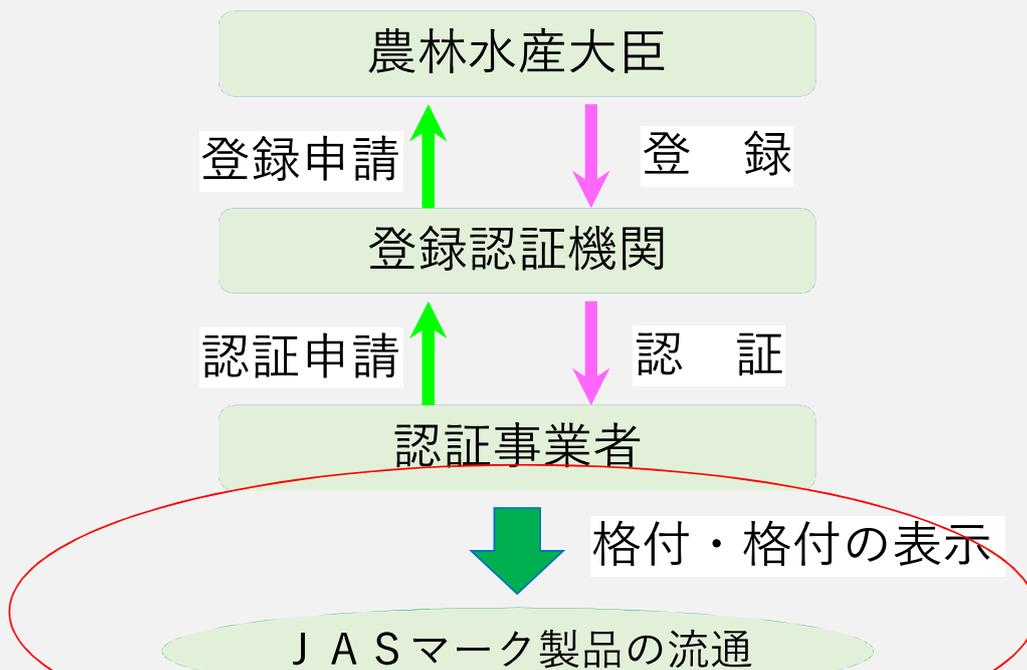
規格数

対象		規格の種類	規格数		
産品	①品質・仕様	(1)飲食料品(ハム類、しょうゆ、即席めん、そしゃく配慮食品等) (2)林産物(製材、合板、集成材、接着重ね材等) (3)農産物(非食用)(畳表)	40 13 1	54	78
	②-1 生産プロセス	(1)有機(有機農産物、有機加工食品、有機飼料等) (2)地鶏肉 (3)生産情報公表(生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉等) (4)その他(手延べ干しめん、日持ち生産管理切り花、人工種苗生産技術による水産養殖産品、障害者が生産行程に携わった食品、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品、低たん白加工処理玄米の包装米飯 等)	5 1 4 13	23	
	②-2 流通プロセス	フードチェーン情報公表農産物	1	1	
事業者	③製品の取扱方法	有機料理を提供する飲食店等の管理方法、青果市場の低温管理、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理、ノングルテン米粉の製造工程管理、ベジタリアン又はヴィーガン料理を提供する飲食店等の管理方法、廃食用油の管理方法	6		
	④経営管理方法	なし			
	⑤試験方法	メチル化カテキン、 β -クリプトキサンチン、ルテイン、リコペン、オルニチン、魚類の鮮度、プロシアンジン類	7		
	⑥用語	錦鯉	1		
合計規格数			92		

7



JASにおける認証の仕組み



8



日本農林規格による格付等（法第10条）

- 1 認証を受けた事業者→格付する→格付の表示可能
- 4 格付はどうやってするのか→検査方法の告示による
- 5 格付の表示を能率的に行う必要→格付前の表示も可
- 6 格付前に表示したもの→格付後でないとは出荷できない
- 7 格付でなんらか問題→格付前にした表示は除去
- 9 1項の認証を受ける際の基準→認証の技術的基準の告示による

6項、7項違反すると・・・

第78条の罰則：一年以下の懲役又は百万円以下の罰金の対象に

日本農林規格による格付等（法第10条）

格付

- 1 国内において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下「取扱業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、ほ場、工場または事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、当該認証に係る農林物資についての日本農林規格による格付を行い、格付の表示を付することができる。



JASが定められた品目について、その該当するJAS（規格）に適合していると判定することを格付といい、格付を行った製品にはJASマークをつけることができます。

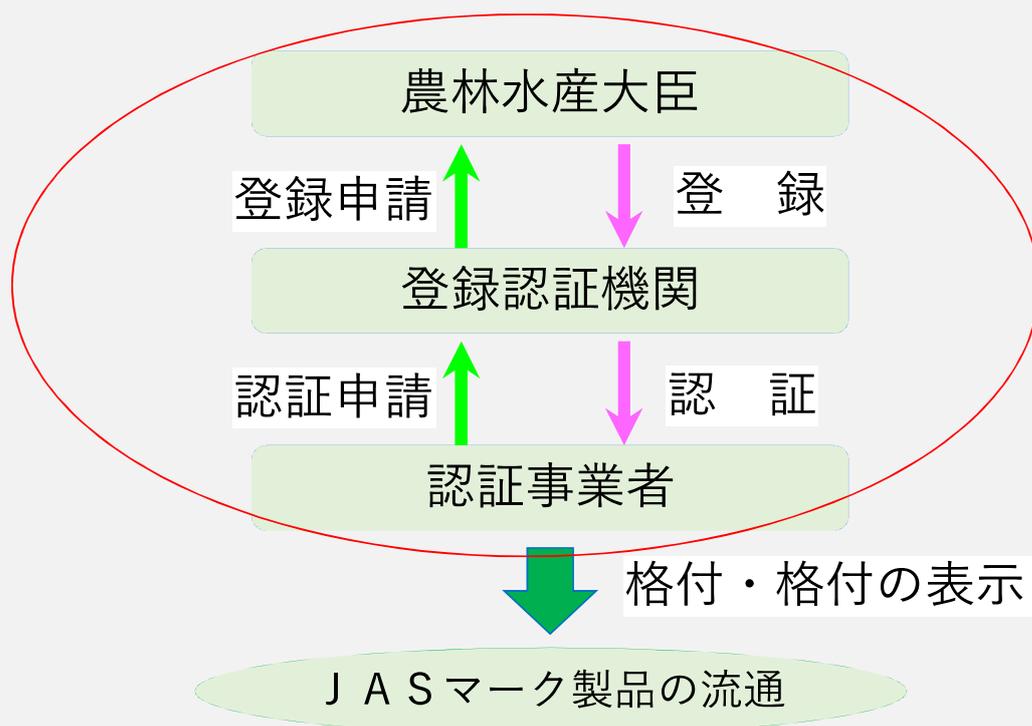
日本農林規格による格付等（法第10条）

- 5 認証品質取扱業者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認証に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。
- 6 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。
- 7 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した認証品質取扱業者は、その表示が、当該農林物資に係る第一項から第三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

11



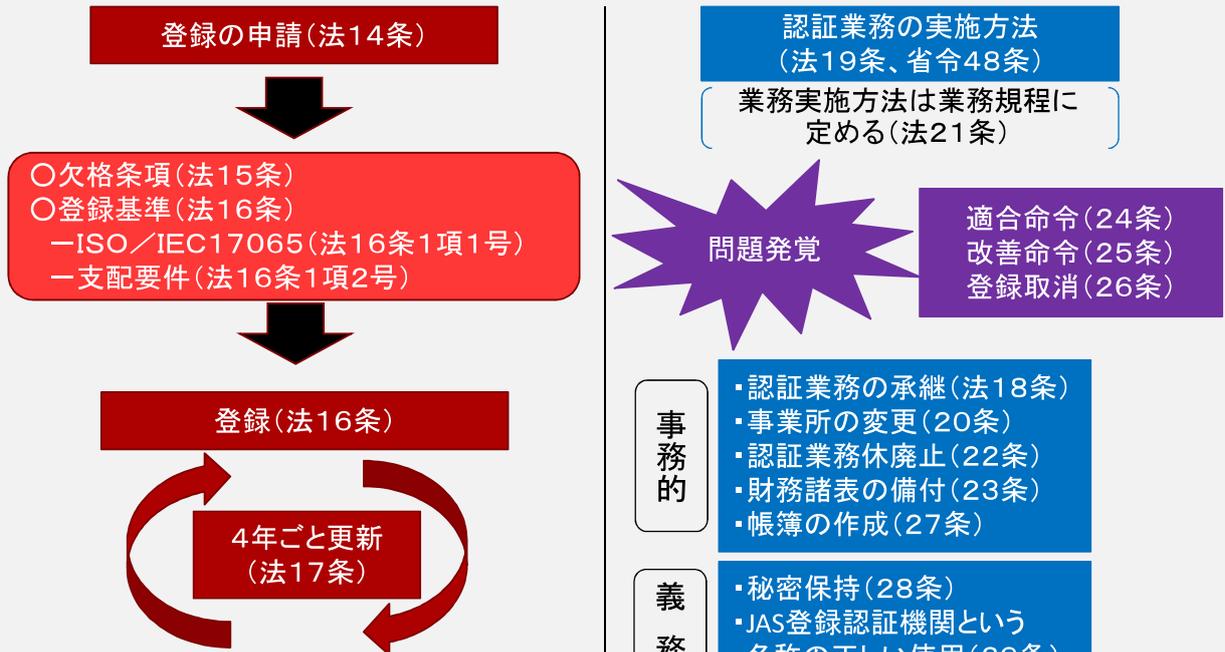
JASにおける認証の仕組



12



登録認証機関



登録認証機関 (法第14条)

登録認証機関の登録

- 1 登録認証機関の登録を受けようとする者は、主務省令で定める手続きに従い、主務省令で定める区分ごとに、政令で定める手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、農林水産消費安全技術センターに、当該申請が第十六条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

登録認証機関(省令第40条)

登録認証機関の登録

- 1 登録の申請は、申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼付し、主務大臣に提出。
- 2 申請書には、以下の書類を添付すること。
 - 第一号 登記事項証明書(外国は準ずるもの)
 - 第二号
 - イ 認証に関する業務を行う組織に関する事項
 - ロ 認証に関する業務の実施方法に関する事項
 - ハ 認証業務以外の業務の種類・概要、全体の組織に関する事項
 - 第三号 主要な株主の構成を記載した書類
 - 第四号 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

登録認証機関(省令第41条)

登録認証機関の登録の区分

- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格(飲食料品に係るものに限る。)
- 二 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格(木材又は竹材に係るものに限る。)
- 三 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格(前二号に掲げるものを除く。)
- 四 法第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格(個人の能力に関する基準を内容とするものに限る。)
- 五 前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格

登録認証機関(法第14条)

登録認証機関の登録

- 1 登録認証機関の登録を受けようとする者は、主務省令で定める手続きに従い、主務省令で定める区分ごとに、政令で定める手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、農林水産消費安全技術センターに、当該申請が第十六条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

登録認証機関(法第15条)

欠格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律に基づく処分に違反し、罰金に以上の刑に処せられ、その執行を終わり一年を経過しない者
- 二 登録を取り消され取り消された日から一年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

登録認証機関(法第16条)

登録の基準

次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合するものであること。



ISO/IEC 17065

(適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)

登録認証機関(法第16条)

登録の基準

- 二 登録申請者が、被認証事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認証事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

登録認証機関(法第17条)

登録の更新

1 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

〈登録の有効期間〉施行令第5条

法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

5 主務大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

●JAS制度における登録(外国)認証機関数

(R5.4.1現在)

登録(外国)認証機関の登録区分	国内 認証機関数	外国 認証機関数	区分合計
飲食品	14	0	14
木材又は竹材	3	10	13
畳表	3	0	3
生産プロセス			
①有機	51	21	72
②地鶏肉	5	0	5
③生産情報公表	7	0	7
④飲食品の生産プロセス	9	0	9
取扱方法	10	0	10
合計機関数	102※	31	133※

※区分を重複して登録している機関を含む

●JAS制度における登録試験業者数

(R4.5.1現在)

登録試験業者の区分	国内 試験業者数	外国 試験業者数	区分合計
飲食品関係	1	0	1
合計機関数	1	0	1

認証の方法(法第19条)

認証に関する業務の実施

- 1 認証を行うことを求められたときは、遅滞なく認証のための審査を行わなければならない。
- 2 登録認証機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務を行わなければならない。
- 3 登録認証機関は、認証事業者の氏名または名称、住所その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。
- 4 登録認証機関は、その保有する情報について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならない。

認証の方法(省令48条第1項)

業務の方法に関する基準

- 一 認証の実施方法に関する基準 **A**
- 二 認証事項の確認に関する基準 **B**
- 三 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準 **C**
- 四 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準 **D**

省令48条は認証機関にとって非常に重要な規定

認証の方法(省令48条第1項)

一 認証の実施方法に関する基準 **A**

イ 認証の技術的基準への適合 ← 書類審査と実地調査

ロ 製品のJASへの適合 ← 製品検査

ハ 申請者が次のいずれかに該当するときは認証できない

(1) JAS法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

(2) 認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(3) 認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者の業務を行う役員であった者でその取消しの日から一年を経過しないもの

認証の方法(省令48条第1項)

一 認証の実施方法に関する基準 **A**

二 認証をしようとするときは、以下の条件を含む適正な条件を付すること。 17項目

(1) 認証の技術的基準に適合するよう維持すること

(3) 主務大臣の命令等には従うこと

(4) 認証事項の変更や認証をやめる際は認証機関に届出ること

(9) 認証機関が行う定期監査に協力すること

(13) 本条件に違反した場合は、認証の取消、格付業務の停止等を認証事業者に対して請求できること

など

認証の方法(省令48条第1項)

一 認証の実施方法に関する基準 **A**

ホ 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準(ISO/IEC17065)に適合する方法により、認証の業務を行うこと。

A は認証するときの話、次の **B** は認証後の話

認証後の確認(省令48条第1項)

二 認証事項の確認 **B**

イ、ロ 変更後の認証事項が、認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ハ 認証した日から、告示で定める期間内に認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ニ ハに定める確認は、事前に通知して行うほか、認証当該登録認証機関の認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。

→無通告調査

認証後の確認(省令48条第1項)

二 認証事項の確認 **B**

ホ 認証事業者に係る認証事項が適合しないおそれのある事実を把握したときは、認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ヘ イからホまでの確認は、前号イ及びロの方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認については、同号イの書類審査の結果、認証の技術的基準に適合すると認めるときは、実地の調査及び製品検査を省略できる。

→ハの定期監査については、実地調査と製品検査の省略はできない

認証機関による措置(省令48条第1項)

三 認証の取消しその他の措置の実施方法 **C**

イ 認証の技術的基準に適合するため必要な措置をとるよう請求する。

ロ 格付に係る法規定に違反した場合、格付業務の改善措置をとるよう請求する。

ハ (認証に関する情報提供が適切でないとき)情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求する。

ニ 上記イ又はハの請求をする場合で、措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるときは、それまでの間、格付業務、格付表示のしてある農林物資の出荷停止等を請求する。

認証機関による措置(省令48条第1項)

三 認証の取消しその他の措置の実施方法

ホ 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

- (1) 認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、技術的基準に適合する見込みがないとき。
- (2) 法第十条第六項等の規定に違反した場合(軽微な違反である場合を除く。)であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 認証事業者がイ又はハの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。
- (4) 認証事業者が正当な理由がなくてロ又はニの規定による請求に応じないとき。
- (5) 認証事業者が正当な理由がなくて第一号ニ(12)の報告若しくは物件の提出をしなかったとき等
- (6) 主務大臣が登録認証機関に対し、認証を取り消すことを求めたとき。

登録認証機関による公表(省令48条第1項)

四 認証事業者の認証等に係る公表

事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他の方法により情報の提供をすること

イ 認証をしたとき、認証事項に変更があったとき

- (1) 氏名又は名称及び住所、(2) 農林物資の種類等の区分、(3) 認証に係る工場、ほ場もしくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名もしくは名称及び住所、(4) 認証に係る認証番号、(5) 認証年月日

ロ 認証事業者に対し格付・出荷停止等の請求をしたとき

ハ 認証事業者が格付業務を廃止したとき

ホ 認証を取消したとき

登録認証機関（法第24条～26条、28条、29条）

認証業務に問題が発覚した場合

- 適合命令、改善命令（法第24条、25条）
不適切な認証業務が行われた場合、業務改善について大臣から命令が下される場合がある。
- 登録の取消し等（法第26条）
不正な認証業務や大臣の命令に従わない場合などすると、登録認証機関の取り消しが行われる場合がある。

認証機関が守るべき義務

- 秘密保持義務（法第28条）
役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、認証に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 日本農林規格登録認証機関という名称の使用の禁止（法第29条）
登録認証機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

登録認証機関（法第18、20、22、23、27条）

事務的な内容

- 承継（法第18条）
 - 1 登録に係る事業の全部を譲渡し、又は合併・分割があったときは、譲り受けた法人、存続する法人、設立した法人等はその地位を承継する。
 - 2 承継した法人は、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出ること。
- 事業所の変更の届出（法第20条）
変更しようとする日の2週間前までに届出
- 業務の休廃止（法第22条）
認証に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに届出
- 財務諸表等の備付け及び閲覧等（法第23条）
 - 1 毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。
 - 2 被認証事業者その他の利害関係人は、財務諸表等の閲覧などを請求できる。
- 帳簿の記載（法第27条）
帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

農林物資の日本農林規格 (JAS0030)

農林水産省ホームページ参照

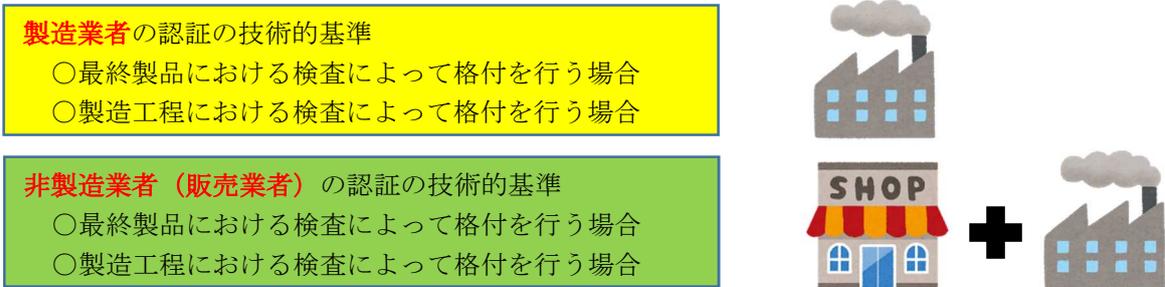
(<https://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>)

別紙4 (FAMIC 講習会資料)

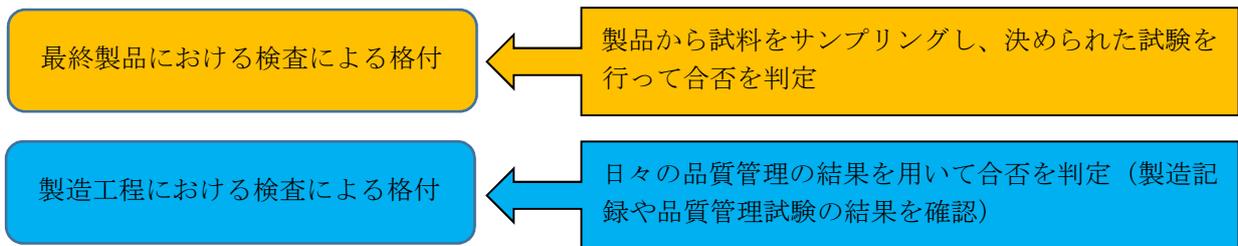
認証の技術的基準について

木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準

◎認証の技術的基準の構造 その1



◎認証の技術的基準の構造 その2



◎認証の技術的準の構造 その3



◎JAS製品の製造



1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項の規定及び同法第30条第1項の規定に基づき行う木質ペレット燃料についての取扱業者及び外国取扱業者（以下“取扱業者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

2 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準

2.1 最終製品における検査によって格付を行う場合

2.1.1 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設

2.1.1.1 製造施設

2.1.1.1.1 作業場

諸設備を収容し、かつ、作業を行うのに支障のない広さ及び明るさでなければならない。

2.1.1.1.2 機械器具

表1の左欄に掲げる機械器具であって、均衡した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものでなければならない。

表1—木質ペレット燃料の製造に必要な機械器具

機械器具	条件
粉砕機（チップパー，ハンマーミル又は一軸若しくは二軸破砕機等。 <u>粉砕機を使用する場合に限る。</u> ）	木材を適当な大きさに切削又は破砕できるものであること
乾燥機（ロータリードライヤー等。 <u>乾燥機を使用する場合に限る。</u> ）	切削又は破砕した木材を自動的に乾燥できるものであって、設定した含水率に均一に調整できるものであること
ペレット成型機（ペレタイザー等）	フラットダイ又はリングダイにより切削又は破砕した木材を加圧及び摩擦熱により円筒状の均一なペレットに製造できるものであること
冷却機（ <u>冷却機を使用する場合に限る。</u> ）	成形後のペレットを均一に冷却及び除湿できるものであること
ふるい（振動ふるい又は回転ふるい等。 <u>ふるいを使用する場合に限る。</u> ）	冷却及び除湿されたペレットのうち成型不良及び微粉をふるい分けできるものであること

2.1.1.1.3 搬送設備

各工程間における材料の流れを円滑にすることができるものでなければならない。

2.1.1.2 保管施設

製品の保管施設は、適当な広さであり、製品の品質を保持できるものでなければならない。

2.1.1.3 品質管理施設

a) ノギス

b) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあつては、a)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし5)に掲げる機械器具にあつては、5)によって水分を測定する場合に限る。

1) ノギス

- 2) ふるい（直径円孔径 3.15 mm のもの）
- 3) 天びん（感量が 0.01 g 以下のもの）
- 4) 恒温乾燥器（送風機能付きのもの）（付属書 D 関係）
- 5) 加熱乾燥式木質水分計（付属書 E 関係）
- 6) ペレット試験機（付属書 H 関係）
- 7) 天びん（感量が 0.1 g 以下のものであって、2 kg まで測定可能なもの）
- 8) かさ密度測定器具
- 9) はかり（感量が 10 g 以下のもの）

最低限必要な検査

- ・長さ及び直径
- ・水分
- ・機械的耐久性
- ・微粉率
- ・かさ密度

2.1.1.4 格付のための施設

- a) 検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設でなければならない。
- b) 次に掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- 1) ノギス（0.1 mm の桁まで測定できるもの）
- 2) ふるい（円孔径 3.15 mm のもの）
- 3) 天びん（感量が 0.01 g 以下のもの）
- 4) 恒温乾燥器（送風機能付きのもの）
- 5) 天びん（感量が 0.1 g 以下のものであって、2 kg まで測定可能なもの）
- 6) ペレット試験機（付属書 H 関係）
- 7) かさ密度測定器具
- 8) はかり（感量が 10 g 以下のもの）
- 9) 雑器具

必要な検査

- ・長さ及び直径
- ・水分
- ・機械的耐久性
- ・微粉率
- ・かさ密度

2.1.2 品質管理の実施方法

- a) 2.1.3.2 の品質管理責任者に、次に掲げる職務を行わせていなければならない。
- 1) 品質管理 [外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。] に関する計画の立案及び推進
 - 2) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
 - 3) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
 - 4) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- b) 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
- 1) 原料及び製品並びに製造工程についての品質管理に関する事項
 - 2) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
 - 3) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
 - 4) 苦情処理に関する事項
 - 5) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
 - 6) 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 7) 品質管理の実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- c) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その記録を作成及び保存していなければならない。
- d) 品質管理の結果、製品の品質が安定していなければならない。
- e) 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知していなければならない。

2.1.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

2.1.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有する者が2人以上置かれていなければならない。

2.1.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認証機関が指定する講習会（以下“講習会”という。）において木質ペレット燃料の品質管理に関する課程を修了した者が1人選任されていなければならない。

2.1.4 格付の組織及び実施方法

2.1.4.1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。

2.1.4.2 格付の実施方法

a) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**2)**及び**5)**に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- 1) 試料の抽出に関する事項
- 2) 試料の検査に関する事項
- 3) 格付の表示に関する事項
- 4) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- 5) 格付のための機械器具の管理に関する事項
- 6) 格付記録の作成及び保存に関する事項
- 7) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
- 8) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

b) 試料の検査の一部又は全部を第三者に委託する場合にあっては、木質ペレット燃料の試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行わなければならない。



c) 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

2.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

格付のための試験を事業者自らが行う場合

2.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていなければならない。

2.1.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、**2.1.3.2**の品質管理責任者以外の者の中から講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。

格付のための試験を第三者に委託する場合

2.1.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査の全部を自ら行わない場合にあっては、**2.1.5.1**の格付検査担当者及び**2.1.5.2**の格付責任者に代えて、格付担当者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

2.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

◎最終製品における検査による格付



◎製造工程における検査による格付

※原則1日分の製造荷口ごと



2.2.1 製造又は加工，保管，品質管理，格付及び確認検査のための施設

2.2.1.1 製造施設

2.2.1.1 に規定する事項に適合していなければならない。

2.2.1.2 保管施設

2.2.1.2 に規定する事項に適合していなければならない。

2.2.1.3 品質管理施設

2.2.1.3 に規定する事項に適合していなければならない。

2.2.1.4 格付のための施設

検査結果の評価及び証票の管理のための適切な広さの施設でなければならない。

2.2.1.5 確認検査のための施設

2.2.1.4 に規定する事項を準用する。この場合において，“検査結果の評価及び証票管理のための適切な広さの施設” とあるのは“検査結果の評価のための適切な広さの施設”と，“格付のための試料の検査”とあるのは“確認検査”と読み替えるものとする。

2.2.2 品質管理の実施方法

a) 2.2.3.2 の品質管理責任者に、次に掲げる職務を行わせていなければならない。

- 1) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- 2) 内部規程の制定，確認及び改廃についての統括
- 3) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- 4) 工程に生じた異常，苦情等に係る処置及びその対策に関する指導及び助言

- b) 附属書 Aに基づき JAS 0030 に規定する測定方法による確認検査を行い、製品が JAS 0030 に適合することを確認しなければならない。
- c) 2.2.3.3 の確認検査担当者を置かず、確認検査を第三者に委託する場合にあっては、確認検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、確認検査を行わせなければならない。
- d) 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備してなければならない。ただし、7) 及び 8) に掲げる事項については、確認検査を自ら行わない場合を除く。
 - 1) 原料及び製品並びに製造工程についての品質管理に関する事項 [品質管理の基準（当該基準を満たして製造することによって、JAS 0030 に規定する品質の基準に適合することが確実となるよう設定したものをいう。）及び品質管理の基準を満たすかどうかを確認するための検査の方法（抽出して行う場合にあっては抽出の割合を含む。）を含む。]
 - 2) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
 - 3) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
 - 4) 苦情処理に関する事項
 - 5) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
 - 6) 確認検査の試料の抽出に関する事項
 - 7) 確認検査の試料の検査に関する事項
 - 8) 確認検査のための機械器具の管理に関する事項
 - 9) 確認検査によって不合格となった場合の原因究明及び是正処置に関する事項
 - 10) 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 11) 品質管理の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関して必要な事項
- e) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その記録を作成及び保存してなければならない。
- f) 品質管理の結果、製品の品質が安定してなければならない。
- g) 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知してなければならない。

2.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

2.2.3.1 品質管理担当者

2.1.3.1 に規定する事項に適合してなければならない。

2.2.3.2 品質管理責任者

2.1.3.2 に規定する事項に適合してなければならない。

2.2.3.3 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあっては、確認検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが 1 人以上置かれていなければならない。

2.2.4 格付の組織及び実施方法

2.2.4.1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。

2.2.4.2 格付の実施方法

- a) 次に掲げる事項について、格付規程を具体的かつ体系的に整備してなければならない。
 - 1) 格付の検査に関する事項

- 2) 格付の表示に関する事項
 - 3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - 4) 格付記録の作成及び保存に関する事項
 - 5) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関して必要な事項
- b) 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。

2.2.5 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者として、2.2.3.2の品質管理責任者以外の者の中から、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有し、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

3 製造業者以外の取扱業者等（以下“非製造業者”という。）の認証の技術的基準

3.1 最終製品における検査によって格付を行う場合

3.1.1 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設

2.1.1 に規定する基準に適合していなければならない。

3.1.2 品質管理の実施方法

- a) 3.1.3.2 の品質管理責任者に，非製造業者の認証に係る工場又は事業所（以下“工場等”という。）における 2.1.2 a) に規定する職務を行わせていなければならない。
- b) 工場等において，その責任者に，2.1.2 b) から e) までに規定する職務を行わせていなければならない。
- c) 次に掲げる事項について，工場等の管理の実施方法に関する規程（以下“管理規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) 製造又は加工，保管及び品質管理のための施設が 2.1.1 に規定する基準に適合していることの確認に関する事項
 - 2) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
 - 3) 品質管理担当者又は製品の材面の品質検査担当者を工場等の従業員から指名する場合のこれらの者の監督に関する事項
 - 4) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であって，格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項
 - 5) その他工場等の管理に必要な事項
- d) 管理規程の適切な見直しを定期的に行い，かつ，非製造業者の管理部門の従業員に十分周知していなければならない。

3.1.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

3.1.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として，木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有する者が工場等に 2 人以上置かれていなければならない。この場合において，品質管理担当者は，工場等の従業員から指名してもよい。

3.1.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として，木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有する者であって，講習会において木質ペレット燃料の品質管理に関する課程を修了したものが非製造業者に 1 人以上置かれていなければならない。

3.1.4 格付の組織及び実施方法

2.1.4 に規定する基準に適合していなければならない。

3.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

3.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として，木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって，認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的受講しているものが非製造業者に 1 人以上置かれていなければならない。

3.1.5.2 格付責任者

格付責任者として，格付検査担当者であって，かつ，3.1.3.2 の品質管理責任者以外の者の中から，講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了した者が 1 人選任されていなければならない。た

だし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、当該工場等に格付責任者を補佐する者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

3.1.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査の全部を自ら行わない場合にあつては、**3.1.5.1**の格付検査担当者及び**3.1.5.2**の格付責任者に代えて、格付担当者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等をいう。以下同じ。）を行う必要があると認められるときは、当該工場等に格付担当者を補佐する者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

3.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

3.2.1 製造又は加工，保管，品質管理，格付及び確認検査のための施設

2.2.1に規定する基準に適合していなければならない。

3.2.2 品質管理の実施方法

- a) **3.2.3.2**の品質管理責任者に、工場等における**2.2.2 a)**に規定する職務を行わせていなければならない。
- b) 工場等において、その責任者に、**2.2.2 b)**から**g)**までに規定する職務を行わせていなければならない。なお、**2.2.2 c)**中の“**2.2.3.3**の確認検査担当者”にあつては、“**3.2.3.3**の確認検査担当者”と読み替えるものとする。
- c) 次に掲げる事項について、管理規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) 製造又は加工，保管，品質管理及び確認検査のための施設が **2.2.1**に規定する基準に適合していることの確認に関する事項。ただし、確認検査を自ら行わない場合にあつては、確認検査のための施設を除く。
 - 2) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
 - 3) 品質管理担当者又は製品の材面の品質検査担当者を工場等の従業員から指名する場合のこれらの者の監督に関する事項
 - 4) 格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項
 - 5) その他工場等の管理に必要な事項
- d) 管理規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、非製造業者の管理部門の従業員に十分周知していなければならない。

3.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

3.2.3.1 品質管理担当者

3.1.3.1に規定する事項に適合していなければならない。

3.2.3.2 品質管理責任者

3.1.3.2に規定する事項に適合していなければならない。

3.2.3.3 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあつては、確認検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であつて、認証機関が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

3.2.4 格付の組織及び実施方法

2.2.4 に規定する基準に適合していなければならない。

3.2.5 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者として、3.2.3.2 の品質管理責任者以外の者の中から、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有し、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。ただし、工場等において格付の一部を行う必要があると認められるときは、当該工場等に格付担当者を補佐する者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

附属書 A (規定) 確認検査の方法

A.1 この検査方法は、木質ペレット燃料の確認検査について適用する。

A.2 検査は、抽出して行う。

A.3 抽出の割合等及び確認検査に係る判定の基準は、**A.4** から **A.5** に定めるところによる。

A.4 第1種検査方法

A.4.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に適合させようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から **JAS 0030** の **B.5** に定める数量を抽出する。

A.4.2 確認検査に係る判定の基準

JAS 0030 の **6.1**、**6.2**、**6.4**、**6.5** 及び **6.7** によって試験を行い、その結果、**JAS 0030** の **5.1** によって合格又は不合格を判定する。

A.5 第2種検査方法への移行

A.4 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のもものが連続して5回合格して格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**A.6** に定めるところによる。

A.6 第2種検査方法

A.6.1 抽出の割合等

A.4.1 の規定を準用する。この場合において、**A.4.1** 中“製造条件”とあるのは“**A.5** の規定によって検査が**A.6** に定めるところによることとなった木質ペレット燃料の製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替えるものとする。

A.6.2 確認検査に係る判定の基準

A.4.2 の基準を準用する。

A.7 第1種検査方法への移行

A.6 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のもものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**A.4** に定めるところによる。

木質ペレット燃料についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う木質ペレット燃料についての検査方法を規定する。

2 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 1) 理化学検査は、抽出して行う。
- 2) 最終製品における検査は、簡条3に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、簡条4に定めるところによる。

3 最終製品における検査

3.1 第1種検査方法

3.1.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に適合させようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口からJAS 0030のB.5に定める数量を抽出する。

3.1.2 検査に係る格付の基準

JAS 0030の6.1, 6.2, 6.4, 6.5及び6.7によって試験を行い、その結果、JAS 0030の5.1によって合格又は不合格を判定する。

6.1 長さ及び直径、6.2 水分、6.4 機械的耐久性、
6.5 微粉率、6.7 かさ密度

3.2 第2種検査方法への移行

3.1に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.3に定めるところによる。

3.3 第2種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

3.1.1の規定を準用する。この場合において、3.1.1中“製造条件”とあるのは“3.2の規定によって検査が3.3に定めるところによることとなった木質ペレット燃料の製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替えるものとする。

3.3.2 検査に係る格付の基準

3.1.2の基準を準用する。

3.4 第1種検査方法への移行

3.3に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.1に定めるところによる。

4 製造工程における検査

4.1 抽出の割合等

樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程 [木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準（令和5年6月15日農林水産省告示第745号）の2.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。] に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。

木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき行う木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図1とし、次のa)~f)のとおりとする。



図1—木質ペレット燃料の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、円の外径の 3/20 以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- f) 等級は、JAS 0030 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

略称は農林水産省食品製造課
基準認証室に連絡必要

等級として A1、A2、B のいずれかを記載

3 格付の表示の方法

包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。

別紙 5

⑤本会の要求事項

一般社団法人日本木質ペレット協会が行う木質ペレット認証に関し、貴認証申請事業者に下記の内容を要求事項とさせていただきます。

記

1. 認証審査に係る書類の提示又は提出を行う事。
2. その書類に不備がある場合は、指定の期日までに準備・修正を行う事。
3. 実地調査時は、審査員の認証業務は円滑に行われるように協力する事。
4. 認証審査にて不適合の指摘がある場合、指定の期日までに改善を行う事。
5. 認証審査で不適合があり、改善の見込みがない場合、不認証又は認証取消しとなる事。
6. 認証事業者になる場合、別途、認証に関する契約書を本会と締結する事。
7. 認証審査に係る費用は、指定の期日までに支払う事。

以上

別紙 6

⑥必要となる費用及び納入方法

1. 認証申請を受理する場合、当該申請を行った者から認証手数料（付表1）を徴収する。
（付表1）認証手数料

No	項 目	金 額
1	認証手数料	200,000円

2. 確認調査を実施するときは、認証製造事業者から調査手数料（付表2）を徴収する。
（付表2）調査手数料

No	項 目	金 額
1	調査手数料	120,000円

3. 臨時確認調査を実施するときは、認証製造事業者から臨時調査手数料（付表3）を徴収する。

（付表3）臨時調査手数料

No	項 目	金 額
1	臨時調査手数料	100,000円

4. 製品検査を行う為、申請者及び認証製造事業者から製品検査料（付表4）を徴収する。
（付表4）製品検査料

No	項 目	金 額
1	製品検査料1（全項目実施）	150,000円

5. 規格の一部の製品検査を実施する場合、個別製品検査料（付表5）を徴収する。

（付表5）個別製品検査料

No	項 目	金 額
1	直径	7,500円
2	長さ	10,000円
3	かさ密度	7,500円
4	水分	10,000円
5	微粉	9,000円
6	機械的耐久性	15,000円
7	低位発熱量	10,000円
8	水素	15,000円
9	灰分	9,000円
10	硫黄	10,000円
11	窒素	13,000円
12	塩素	13,000円
13	ヒ素	15,000円
14	カドミウム	13,000円
15	全クロム	13,000円
16	銅	13,000円
17	水銀	15,000円
18	ニッケル	13,000円
19	鉛	13,000円
20	亜鉛	13,000円

注) 尚、手数料には、実地調査に伴う経費（旅費・交通費・日当等）は、含まず別途実費請求とする。納入方法は、本会が指定する銀行口座に指定期日までに振込みとする。

別紙 7

⑦認証申請者の権利及び義務

No	権 利	義 務
1	認証マークを商品に販売・公開が可能	認証品は、認証の技術的基準に常に適合する。
2	認証文書を複製可能	登録認証機関の行う調査の実施手配を行う。
3	文書、パンフレット、宣伝、広告物などを用いて認証をうけている旨を発信可能。	認証品（格付品）の出荷の一時停止の請求、認証の取消又は格付業務の廃止の場合、認証に言及している宣伝、広告物の使用を中止し、認証文書を返却する。
4	認証を終了（廃止）することが可能	格付の表示又は適合の表示に係る JAS 法の規程を遵守する。
5		苦情の記録を保管し、要請に応じて登録認証機関が利用できるようにする。
6		認証事項を変更するときは、登録認証機関に通知する。
7		JAS 法や認証の技術的基準の要求事項が改正された場合、登録認証機関の指示に従う。

別紙 8

⑧ 苦情及び異議申し立ての処理手順

(苦情・異議の受付)

- (1) 苦情は、認証事務局において、文書又は電子メールにより受け付ける。
- (2) 文書又は電子メールで苦情を受けた認証事務局は、その苦情における関係者を特定した上で苦情の内容を別記様式9「苦情・異議連絡書/是正処置報告書」に記載し、責任者である会長へ報告する。なお、電話で苦情の連絡があった場合は、文書又は電子メールによる苦情の提出を求める。

(苦情・異議の識別及び苦情・異議申立者への受領通知)

- (1) 認証事務局は、受け付けた内容が、認証活動及びその結果に直接関係する苦情に相当しない内容であった場合、苦情申立者にその旨を説明し、苦情・異議連絡書/是正処置報告書に記録の上、処理を終了する。
- (2) 認証事務局は、受領した苦情報告書に受付番号を割り振り、通知する。認証事務局は、「苦情等管理簿」で管理する。尚、受付番号は、年度ごとに受付年度の4桁—001から始まる番号とする。

例：2022—001（2022年度の1番目に受付した苦情）

(苦情・異議処理手順)

- (1) 認証事務局は、苦情に係る事実関係の調査を行い、その結果を「苦情・異議連絡書/是正処置報告書」に記載する。
- (2) 認証事務局は、事実関係の調査に基づき、苦情に対応するための処置を決定するための案を作成する。
- (3) 本会会長は、苦情に対応するための処置の決定案についてレビューし、妥当と判断した場合は承認する。
- (4) 認証事務局は、承認された苦情に対応するための処置について、苦情申立者に通知する。
- (5) 認証事務局は、承認された苦情に対応するための処置の決定に従い、適切な処置をとる。
- (6) 本会会長は、不適合業務であることを特定した場合は、認証事務局に指示する。認証事務局は、「不適合業務取扱規程」に基づく必要な処置を行う。
- (7) 処置後、認証事務局は、「苦情・異議連絡書/是正処置報告書」により、処理計画、実施状況等を含め苦情処理結果を作成し、本会会長に報告する。会長は、苦情処理結果をレビューし、妥当と判断した場合は承認する。
- (8) 認証事務局は、すべての必要な処置の終了後、苦情処理の終了を苦情申立者に通知する。

注) 詳細は、本会の「苦情及び異議申し立て処理規程」(JPA-J016-051-改訂番)